

# 清末における総稅務司の成立について

岡 本 隆 司

## はじめに

清末の政治、外交、經濟などの諸方面において洋関および總稅務司ロバート・ハート (Robert Hart) の果たした役割の重要性は、改めて強調されるまでもなからう。にもかかわらず、これに関しては、従来の中国近現代史研究では他の問題との関連において、いわば付随的に論じられてきたに過ぎず、これを中心に据えた体系的、包括的な研究は必ずしも多くはない。そうした現状で比較的まとまった研究業績がみられる領域の一つは、洋関の設立に関する問題である。そこで洋関をその設立期において見ると、(1)南京条約以後五港開港時代の海関、(2)上海の外国人稅務司制度の発足、(3)總稅務司を長とする清朝國家機關たる洋関、の三段階を経たとみなすことができる。これを従来の研究に照らしてみると、まず、(2)に重点を置いたものがあげられる。<sup>(1)</sup> こうした諸研究は、観点、結論こそ異なっているが、<sup>(2)</sup> 洋関の濫觴たる一八五四年の上海における外国人稅務司制度の創設過程を詳細に説明

すること、以後の近代中国における洋関の性質、ひいては対外関係の全体像を展望しようとする共通の姿勢をとっている。また、(2)から(3)への推移を扱った制度史的研究もなされている。<sup>(3)</sup>しかしながら、前者、後者ともに、(2)から(3)に至る制度の発展の経緯において、なお等閑視されている面があり、洋関の拡充・発展、総稅務司の成立の具体的な説明は依然課題として残されていると思われる。

また他方では、ハート個人に焦点をあて、彼の多彩な活動を詳細に明らかにしている研究が存在する。<sup>(4)</sup>だが、そうした研究においては、清末における独特な總稅務司の地位がハートの登場とともに設定され、彼が独占し続けたという事実から、彼が立脚したポストまでが彼個人に還元され、總稅務司の地位というものに対して考察が不十分となって、明確な評価がなされないままになっていると考えられる。したがって、總稅務司の帯びる特質をその設定当時までさかのぼって再検討する作業も不要ではないであろう。

本稿においては、これまでの研究成果を批判継承しつつ、上に掲げた課題を果さんと試みるものである。洋関・總稅務司の全面的な解明やその中国近現代史における位置づけなどは、もとより筆者の力の及ぶところではないが、これをそうした包括的研究への手がかりの一つとしたい。全く浅見に過ぎないことはいうまでもないが、先学の御叱正を賜れば幸いである。

## 一 外国人稅務司制度の改革

まず總稅務司の成立を論ずる前提として、第二次アヘン戦争のイギリス・清朝間の折衝の過程において、イギ

リス側が、一八五四年以来上海で試みられていた外国人税務司制度に関していかなる見解を持ち、これにどのよう  
に改革を加えようとしていたのか、を概観しておく必要がある。

外国人税務司制度は、簡単にいえば、英米仏三条約国から領事が任命する各一名の税務司 (Inspector) が関税管  
理委員会 (Board of Inspectors) を構成し、江海関の徴税事務を管理するというものであった。その実権は英人税  
務司ウエード (T. F. Wade) が握ったが、在任一年で彼が辞職すると、英国領事の選任権を無視してレイ (H. L.  
Lay) がその後任に就き、精力的に業務を遂行していた。この新しい制度は、当時の上海の外国人社会において侃  
諤たる論議的のたつており、イギリス側にとって第二次アヘン戦争の条約交渉における懸案の一つであった。  
その問題とされたところは、(1) 税務司の海関行政に対する外国商人の意向、そして、(2) 上海駐在英國領事との対  
立を惹起せしめる一因となった税務司の法的身分の曖昧さ、つまり、税務司は、任命権を有する英米仏三国の領  
事と清朝の海関監督とのどちらに従属するのか、という二点に整理される。<sup>(5)</sup>

まず(1)に関して。外国商人の多くは、従前の清朝海関行政の腐敗に乗じて大規模な脱税を常習的に行なつてい  
たから、規則を遵奉してあらゆる不正を摘発して憚らない税務司を敵視し、外国人税務司制度に対してしきりに  
反対、廃止を唱えていた。例えば、ラッセル商会 (Russell & Co.) を始めとするアメリカ商人は、駐華弁務官バ  
ーカー (P. Parker) に書簡を送り、「中国における税関事務は、中国人の管理下であれば、容易に処理され、急を  
要する場合には、手早い事務処理と船積の迅速さにおいて大いに有利なのである。しかし、税務司によつて設け  
られた、綿密にして若干の点において煩瑣な諸規則によりこの利点は失われている。……他処において(外国人税

務司制度が実施されない場合、輸出港としての上海は、この制度の継続によって結局荒廢するであらう。……我々は、……貴下が現行の制度の廢止に対する便宜と正当性を考慮されるよう真劍に要求せざるをえない<sup>(6)</sup>」と述べている。しかしこの制度の廢止には、中国貿易の正常な發展という観点からイギリス当局は冷淡だった。外相クラレンドン (Lord Clarendon) の訓令には、「イギリス側が」中国側の関稅收入を保護すべき何らかの義務を負うのを控えよ、と強制するわけにはいかない。……實際、英国臣民は、その従事するところの不正な取引の結果に対して保護を加えられるべきではない<sup>(7)</sup>」とあり、また、條約交渉に当たった全權エルギン (Lord Elgin) も、「上海においては、徵稅が極めて正当かつ公平に行なわれている。……財政的観点からすれば、この制度は中国政府にとって有利に機能し、政府は多大な關稅収益を上げている。……そのうえ、正直な商人にとつても、自分の品位を低めると思われる不正手段に訴えることなく儲けることができるので恩恵となる<sup>(8)</sup>」と述べ、明らかに外国人稅務司制度の有力な支持者であった。しかも、條約交渉の実權を握ったのは稅務司出身の通譯官ウエードとレイであった<sup>(9)</sup>。だから、イギリス当局の外国人稅務司制度維持の方針は当然であったのかもしれない。

一方、外国人稅務司制度の公平な徵稅の機能を歓迎する商人たちも存在しており、設立當時にこの制度に向けられた激しい非難も、幾分和らいでいたようであった<sup>(10)</sup>。そうした状況において、上海商業會議所 (the Shanghai Chamber of Commerce) の表明した意見を見ると、「對外貿易に開放されている全ての港は、徵稅に関して全く同一の立場に置かれるべきである。……このような方式 (外国人稅務司制度) が新たな協定の下で存続する<sup>(11)</sup>としたら、全開港場に適用されなければならない。けれども、そうした適用にはかなりの困難があると思われる。……この

制度は最良のもので、上海でこれまで円滑に機能している」とあり、ここから、この制度の廃止を唱えた商人も、<sup>(12)</sup> 税務司の行政に賛成した商人も同様に抱いた危惧が、この制度が上海一港に限定されていることで、税務司の厳格な海関行政が、結果的に該処の貿易を衰退に導くのではないか、というものであったことが窺える。ただし、後者の考えは、外国人税務司制度の存続を前提とし、それにはこの制度の他港への拡充が不可欠であるとしていた。こちらの方がイギリス当局にとって建設的であったことはいまでもなからう。それゆえイギリスの交渉当事者が当該制度を維持しようとするれば、まずその拡充をはからねばならなかったのである。

(2) については、イギリス政府はすでにウェードからレイへの税務司更迭の際に、税務司は事実上中国の官吏であつて領事に従属するものではなく、領事の税務司に対する生殺与奪の権限はこれを否認するという見解を示していた。<sup>(13)</sup> 条約交渉に臨んで、クラレンドンがその方針を変えず、エルギンに対し、「イギリス領事館当局が、中国当局が自ら考ふる以上に、中国の関税収入に大きな注意を払うことは、その義務ではない」と訓令したのは、「イギリス政府が税務司の行為に対して何らかの責任を負うことになる」と考へられたからであつた。また、税務司に対する領事の任命権・干渉権は、「外国人税務司制度は……事実上外国によつて保守されているのも同然で、……その権力、尊厳、有用性は全く外国の与えた手段、援助、支持によつてゐる。それは全ての健全な行政からその主要な機能を奪うものである」とした駐寧波副領事メドーズ (T. T. Meadows) の見解のように、この制度の方式を非難する論拠にもなつていた。ここにおいてエルギンは、「英国領事が中国側の関税徴収に協力すべしとする南京条約の條款を省き、……徴税のために必要とする手段を採用し、雇用に適当な英国人ないしは他国人を選任す

る権限を中国政府に委任する<sup>(17)</sup>という方針を決定した。それはとりもなおさず、中国の海関行政に領事が関与することから招く批判と責任を回避し、外国人税務司制度の施行を清朝側に委ねて同様の効果を上げることが意図したものであった。

以上に論及したように、上海における外国人税務司制度の抱えた問題の対策としてイギリス側が要求したのは、当該制度の全開港場への拡充とその施行権の清朝側への委任であった。一八五八年十一月八日に調印された「通商規則を包含する協定」の規則第十一<sup>(18)</sup>以下、「協定」と略称する——には、

イギリスとの通商において増加しつつある中国の関税収入を確保するのに最も適当と思われる方法を採用することは清朝政府の随意であるが、ここに全開港場において画一的な制度を施行すべきことを協定する。

したがって、清朝政府から任命された対外貿易を管理する大臣は、随時自分で、または代理の者を派遣して、諸港を巡回し、海関収入の管理、密輸の防止、……において自分を補佐するのに適当と認めるイギリス臣民を、同国当局の提案や推薦にかかわりなく、自らの裁量で選任することができる。

と規定され、外国人税務司制度という文字は見えないけれども、上に見たイギリスの要求にほぼ照応しているのが看取されよう。

## 二 清朝側の対応と総税務司の設置

ところで、こうしたイギリスの働きかけに對する清朝側の対応はいかなるものだったのであろうか。第二次ア

へん戦争当時、清朝政府内は外国に対する「主戦派」と「和平派」に分かれており、天津条約交渉の矢面に立たされた大学士桂良や、外国との接触が多く、かつまた太平天国軍の脅威を身近に感じていた上海の地方当局者たち——その中心は両江総督何桂清——が後者に属していた。彼我の力関係を認識し、常に現実主義的であった彼らの関税収入についての言及は頗る注目値する。

桂良は、天津条約締結の直前に奏文において「戦之不可者」を列举し、そこで関税の重要性に着目して、「各国と講和しすみやかに通商を協議すれば、関税収入は日毎に充足し、兵糧も賄える。講和せず戦えば、門戸を閉ざさなくとも、税課には限りがあり、江南の軍隊が食糧を求めて悲痛な叫びを上げても籌画するすべがなくなる」と述べ、関税を以て内乱鎮圧の軍費に充てるのだから外国とは戦うべからずとした<sup>(20)</sup>。そして、天津条約締結後、北京朝廷が、その最も承服しがたい外国使節の北京駐在（第二条）、揚子江の開放（第十条）、内地旅行（第九条）、賠償金の支払（特別條款）という四項目の取消を、上海における税則会議において、関税の全免を代償にして実現しようとはかると、桂良・何桂清らは果して全くこれに従わなかった。彼らの意見によれば、「いま我々の免除する関税は数百万両で、必ずしも英国人の心を動かすことはできないが、彼らの富を益するにはまさに十分である。これは富国強兵の利権を外国に授け与えることになる」と、関税全免による利権の喪失があげられ、また、賠償金の支払についても、「戦費賠償の六百万両については、……現在毎年徴収している夷税は以前に較べてまだ短絀するに至っておらず、約計すればわずか一、二年で（賠償金を）完済できよう。……彼の税を以て彼の戦費を償えば我が方に大きな損失はないといえる<sup>(22)</sup>」とみなされたのである。

以上、桂良・何桂清らの財源としての関税収入についての見解は、(1)内乱鎮圧の軍事費の財源、(2)利権の保持、(3)賠償金返済の財源、という三つに要約できよう。これらは、外国人税務司制度が実際に機能し、関税収入が比較的豊富であった上海という場において導き出されたと解すべきであり、なかならず重要なのが(3)である。外国貿易の関税を賠償金の財源に充てるという方法は、おそらく外国側から示唆されたものであろうが、これを清朝の官人が認可したところに重要な意味が存する。清朝の伝統的な関税行政の特徴は、徴税額における定額主義、徴税事務における請負制、税関組織における対外・内国の区別の欠如、などが挙げられる。しかるに、こうした措置は外国の利益に関わり、その干渉を招くことから、必然的にそれらの破綻を結果することになる。その点を彼らがどこまで自覚していたかは定かでないが、ともあれ、こうした見解は、既存の海関の体制の変革の端緒となり、外国人税務司制度の拡充に大きく途を開くものだったといわねばならない。

では、彼らは外国人税務司制度そのものをどのように見ていたのか。それを示す史料は極めて少ないが、彼らが関税全免政策に反対した一節に、「外国人は他の事にはいつも極めて狡猾であるのに、ただ納税においてはなお公平である。処理が宜しきを得れば、結局彼らが法を乱すには至るまい」とある。この状況はいうまでもなく上海におけるものであり、外国商人の「納税」は、税務司による「徴税」と解されるものである。すなわちこの制度の機能は、徴税に公平であるのみならず、外国人の取締にも資するところがあるというのである。彼らが関税収入、ならびに外国人操縦の側面からこの制度を頗る有用視していたことは間違ひなからう。ただし彼らにとって不満であったのは、税務司ウェード辞任の際、前江蘇巡撫吉爾杭阿が英国領事の任命権を無視してレイをそ



の後任に推薦した事実からも窺えるように、<sup>(25)</sup> 稅務司の任命權が外国側に掌握されていることであつた。だとすれば、当該制度の施行權を清朝に委ねようとするイギリス側の思惑は、<sup>(26)</sup> 清朝側の利害と一致していたことになる。

桂良が老獪な工作で咸豐帝を始めとする「主戰派」の圧力を緩和し、<sup>(27)</sup> 通商・外交を統べる広東の欽差大臣の資格が上海に移され、<sup>(28)</sup> 両江總督何桂清の兼任となつて、「和平派」の勢力が強まると、清朝側は以上のような認識に基づいてイギリスの要求を具体化した「協定」を受け入れたのである。しかしながら、「協定」の受諾と履行とは全く別問題であつた。桂良・何桂清らが「協定」を文字通りに履行できるかどうかを予め考慮せずに、これを結んだことが、<sup>(29)</sup> 總稅務司の成立を導く契機となつたのである。

「協定」実施の責任者となつた欽差大臣何桂清を始めとする上海の官人たちは、その規定と既存の官僚体制との間には矛盾が存在することに気づいたようである。後に何桂清に代わつて上海欽差大臣となつた薛煥の奏片に、「前大臣何桂清は、……もし各港で雇用する外国人を全て總理大臣が選募すれば、支障が多く、また、他港に外国人を雇つて補佐させなければ、海關業務は画的にならず、外国商人が必ずこれを口実にして容易に紛擾を引き起こすにちがいないと考えた<sup>(28)</sup>」とあり、「協定」は実施されなければならないが、さりとて、何桂清自身が外国人を拔擢し、全開港場の海關に雇用するわけにはいかなない事情があつた。というのは、天津での條約交渉において「傲岸不遜、猖獗を極めた」英国通訳官レイについて、署戸部右侍郎宋晋によつて「吉爾杭阿が上海を回復したとき、(彼を)多くの方法で籠絡し、江海關の幕友に招聘し、<sup>(29)</sup> 司稅(稅務司)と名づけた」と言及されたように、清朝の官人たちは稅務司を江海關監督の「幕友」とみなしており、欽差大臣がそうした類の人事に干渉できな

つたからである。何桂清が護理江海關監督吳煦に送った書簡にも、「道・府・州・県の幕友の如きは、道・府・州・県が自ら招聘すべきものであり、督撫、大臣が代わってそうすることはできない。これは中国の定例である。……要するに税務司は各港が自ら招聘しなければならないのである」と見えている<sup>(30)</sup>。けれども、これでは全開港場が「画一的」な制度を実施するという「協定」の規定に背くことは免れなかった。元來分散的で、環境も官吏の構成も異なる各海關が自ら適当な外国人を精選招聘し、一樣な外国人税務司制度——洋關を組織するのは、事実上不可能であつたにちがいない<sup>(31)</sup>。ここから海關の雇用外国人の人事を司る官が必要となつてくる。かくして設置されたのが総税務司にほかならない。

一八五九年に何桂清がレイを総税務司に任命したのは周知の通りだが、その際に、前者は「各港雇用の外国人はいずれも税務司レイの選募を准す。經費を酌定して五年間試辦せよ」といい、さらに「もし各海關の監督で総税務司に対して人員を要求する者がいたら、それは全て総税務司が推薦し、(監督はその招聘に従うものとする。総理大臣がこれに干渉するのも不都合である)」と述べている<sup>(34)</sup>。これは、事実上洋關の人事権を総税務司に委任したものと見えるであらう。この任命を契機にして、上海の洋關では、米人、仏人の税務司が解雇され、改めて正副一名ずつの税務司(Commissioner of Customs)が任命されるなどの改組が行なわれたが、その規定に、「本海關の税務司および各種の事務を執る外国人などはみな総税務司レイの選用、取締に帰することに取り決めた。……もし妥当でないところがあれば、その全責任はレイ一人が負うものとする」とあつて、雇用外国人の人事についてはやはり全くレイの裁量に任されていたのである<sup>(36)</sup>。

では、上海の官人たちは、江海関で以上の如く組織された洋関をどのようにして他港に「画一的」に拡充しようとしていたのか。按察使薛煥によれば、江蘇省と平行関係にある他省の海関に干渉できないことを考慮し、地方当局の自主性を尊重して、「まず我が江蘇が模範を立てて他港が自らこれに倣って業務を行なうに如くはない。……此処で外国人を募れば他処も外国人を募らなければならない。他港は当然募るべき方法がわからぬはずだから、必ず江蘇に照会するだろう。最近、我が江蘇では章程が定められたから、他港からの照会を待つて、（それが来たら）この章程の写しを与え、それに従って業務を行なうよう求める。こうすれば、江蘇は名目上は他港に代わって外国人を募らないが、実際には外国人は江蘇に従って税務を管理することになり、双方とも問題はない。他港が外国人を募った後で、もし宜しきを得なければ、さらに総稅務司レイが赴いて手配する<sup>(37)</sup>」と考えられていた。そして、英仏連合軍の省城占領以来、通商事情が悪化し、関稅收入の減少に頭を悩ませていた広東の地方当局者が、洋関の導入に踏み切ると、総稅務司レイが現地赶赴して、両広總督勞崇光、粵海関監督恒祺らと協議の上、一八五九年十月に該処に洋関を設立させた<sup>(38)</sup>——さらに翌年一月には汕頭にも設置<sup>(39)</sup>——。これはまさしく薛煥の企図した方法に従ったものであったといえよう。すなわち、総稅務司に他港における洋関の設置官という役割を担わせることによって、その作業が順調にすすめられたのである。

上に見たように、稅務司をめぐる統屬関係は「協定」締結の際の一大問題だった。上海の地方当局者たちによって設置された総稅務司が、海関雇用の外国人の人事権を掌握し、洋関の組織を行なうに至って、それと各港稅務司などとの間に明確な統屬関係が設定された。ところが、後者と海関監督との関係は、「幕友」という建前はと

もかくとして、実際においては甚だ曖昧なまま残された。このことは、清朝官僚機構の埒外に、条約による特権を有する外国人の新たな官僚機構——この二つの機構を結節させる存在がほかならぬ総稅務司——が建設され始めたことを意味する。ただし清朝側からしてみれば、かかる総稅務司の設置は、既存の体制に齟齬をきたさない形で「協定」の規定の履行を確保し、さらには総稅務司一人を押さえれば各港の稅務司のみならず、海関に関する外国人まで治められる<sup>(40)</sup>という一石二鳥の方法であつたともいえよう。

### 三 總稅務司の總理衙門直屬化

さて、華北においては、周知のように、一八五九年六月、天津條約の批准交換の際に英仏代表が艦隊を伴つて白河進入を強行したことに端を發して、英仏と北京政府との間に戦鬪が再開されたのであるが、これと関連した北京の情勢は、上海の地方当局によって設定された總稅務司の性格に少なからぬ影響を及ぼすこととなつた。

一八六〇年、英仏連合軍の北京侵入によって、咸豐帝およびその側近は熱河に蒙塵し、皇弟恭親王奕訢が後事を託されて首都に殘留した。彼は岳父である桂良、軍機大臣戸部左侍郎文祥らに補佐されて英仏との交渉にあたり、十月二十四日にはイギリスと、二十五日にはフランスとそれぞれ北京協定を締結した。そして、一八六一年一月、この恭親王を中心とした「和平派」の交渉人員を涉外機構化したものともいえる總理各國事務衙門が設立された<sup>(41)</sup>。

ところで、恭親王は、上海欽差大臣薛煥の奏請<sup>(42)</sup>に従つて、一八六一年一月二十一日にレイを改めて總稅務司に

任命した。<sup>(43)</sup> この任命は、清朝の外政機構の変化が一つの要因となっている。すなわち、これまで総稅務司の直接の上司であった上海欽差大臣は、總理衙門の設立によって華南の諸港を統轄する地方機関と化していったのだが、一方、總稅務司は、新開港場を含む全港に洋関を「画一的」に設置し、統轄しなければならなかったため、その下に属するわけにはいかなかったのである。こうした事情は、恭親王が、「華南諸省の海港は、すでにレイをして業務を補佐せしめている。新開港場の業務が（華南の諸港）と一致せず、さらに弊害が生じるのは不都合である」と述べているところからも明らかである。しかしながら、總稅務司が總理衙門に直屬したことの意味は、それだけにはとどまらなかった。

天津条約、北京協定において、海関と関連して最も注目されるべきは、賠償金の規定である。中仏天津条約補足協定第四条に、賠償金二百万両を六カ年賦で広東の海関から支払うべきことが規定され、<sup>(46)</sup> 一八五九年に該処に洋関が設置されるや否や、フランスを始めとしてイギリス、アメリカも賠償金の取り立てを始めていた。<sup>(47)</sup> ただし、まず粵海関に洋関が導入されたのは、かかる債務の一刻も早い履行が一つの目的だったにちがいない。こうした賠償金の弁済は天津条約では広東当局の責任とされたが、それに対して北京協定においては、英仏に対する各々八百万両の賠償金を、全開港場の海関収入の五分の一ずつを扣除して支払うことが規定された（中英北京協定第三条、同中仏協定第四条<sup>(48)</sup>）。

この規定を履行するにあたっては、「徵稅額が多ければ、それに従って扣除額も多くなるから、（外国側は）少額といえども必ず検討するはずであり、各海関の監督が不正を行なって、その結果、徵稅額は多いが扣除額が少な

いという事態になるのを決して認めないであろう<sup>(49)</sup>とあるように、もはや洋税に関する限り、それが外国の賠償金と関わるころから従前の腐敗した海関行政では通用しないのであった。この対策について恭親王らの奏片に、「かつまた各海関の会計簿を調査して、戸部の頒布した税簿と厳密に照合すれば、自ずから侵漁の弊害は免れよう。あるいは、外国人を従来通り税務管理に協力させ、俸給を高くして厚遇し、税務の実情を総理衙門と戸部に咨報させる<sup>(50)</sup>」と見えているが、各港の洋税の課税評価および帳簿の管理は税務司が行なったから、文祥も認めたように、「海関に外国人の補佐がなければ、賠償金問題を解決できない<sup>(51)</sup>」のであった。いかにしても、賠償金返還は中央政府の、とりわけ渉外事務を司るべき総理衙門の直接の責任となっていたから、その關鍵的機構たる洋関——それを統轄する総稅務司を押さえるのは当然の措置といえよう。總稅務司の總理衙門直屬化はこうした背景をも有していたのである。ここにおいて、洋関が賠償金返済の機関として位置づけられたことにより、以後強められる清朝の債務履行の保証者という總稅務司の性格の一側面が設定されたといえるだろう。

ところで、總理衙門首腦の總稅務司に対する期待は別のところにもあった。恭親王らは当面の政策方針として、外患より内憂の方が重大であり、清朝の死活の問題である太平天国等の内乱の鎮圧を優先させ、外国とは妥協して、条約を守らせることによつて、その操縦をはかるべしとした<sup>(52)</sup>。しかし、こうした政策方針を遂行するにあつて、実際には彼らは、条約の規定の実施において実務知識が欠如している一方で、絶えず加えられるであろう北京駐在の外国公使の圧力に対処せねばならない立場に置かれていた。だから彼らは、總稅務司レイの「雇用は、貿易と海関に関してのみならず、対外問題一般についての私的な顧問としても価値のあるものだ<sup>(53)</sup>」と認めていた

のである。ところが、そうした期待にもかかわらず、総稅務司に任命されたレイは、北京に来て總理衙門首腦と会谈し、かつまた天津に洋関を開設せよという恭親王の命令に従わず、粵海関副稅務司ハートと江海関稅務司代行フィッツ・ロイ(G. H. Fitz-Roy)に總稅務司代行を命じ、ハートに北京訪問を委託して、賜暇帰国したのであった。<sup>(54)</sup>

かくしてハートは北上の途につき、一八六一年六月五日に北京に到着、十三日に文祥と会見、十五日には恭親王に謁見し、三十日にそこを離れるまで何度か彼らと会谈した。<sup>(55)</sup> 恭親王らは当初、開港に関する実務的懸案の解決をはかるつもりであったが、ハートとの協議の段階に入ると、「我々は、……一日たりとも各港の関稅を考へなかつたことはないが、最近總稅務司ハートの來京により協議している章程は事柄が極めて複雑で、實にその弊害を洞悉しがたい。……いかにせん我々は以前より稅務に精通しておらず、……その一を知つてその二を知らず、結局は稅務の弊害を根絶しえないのを恐れる」と悲鳴をあげ、事あるごとに彼の意見を徴した。ハートはこれに對して謙虚に、しかも理解しやすいように意見を述べ、彼らの全面的な信頼を得るに至つた。恭親王らは、「ハートは外国人であるが、その性格は御しやすく従順で、いうことも實に理にかなつてゐる」といい、また外国人の記録にも「ハート氏は恭親王や文祥に對して好感を与え、……恭親王は(彼を)『我們的赫德』(“Wo-nun-tee Ha-tai、我がらがハート)と呼んだ」と見えてゐるのである。<sup>(56)</sup>

ところで、總理衙門首腦のこうしたハートへの傾倒は、その個人的感情を別にすれば、その政治的地位の脆弱さに原因するものといえる。<sup>(59)</sup> ハートの言によると、「恭親王と文祥とは、……紅頂戴の官人から聽差(a tinker),

or orderly) に至るまで、政府に仕えている官吏の中に我々の信頼できる人間は見出しがたい。真実を語る外国人が我々に仕えるのは全く幸運だと思ふ」と明言した<sup>(60)</sup>とあり、彼らはその政治力を強化する有能な協力者が存在しないのを嘆き、その役割をほかならぬ総稅務司の勢力に求めている。このことは、熱河に皇帝を擁している怡親王載垣・肅順らを始めとする圧倒的に優勢な「主戦派」に対抗し、自己の勢力を確保しようと腐心した彼らの政治的姿勢の現われともとれるであろう。ともあれ、彼らは、自分たちの信頼のおける政治外交顧問として總稅務司ハート位置づけていった。一八六五年に總稅務司の駐在地が上海から北京に移された<sup>(61)</sup>という事實は、それを確認するものである。

恭親王はハート退京の際に、彼とフィッツ・ロイに対して總稅務司代行を正式に委任する訓令を出した<sup>(62)</sup>。その内容は、密輸の防止、中央政府への収支報告、外国人海關官吏に対する人事権など、いわばそれまでに確立しつつあった總稅務司の洋関に関わる基本的な最小限の権限・職責を公式に追認したものであった。換言すれば、これらのみが總稅務司の「公式の役割」として認定されたに過ぎなかつたのである。このことは、いわゆるレイ・オズボーン艦隊事件<sup>(63)</sup>によって解任された總稅務司レイについて、当時の駐華英國公使ブルース (F. W. A. Bruce) が、「総理衙門の首脳は總稅務司を自分たちに雇用されている属僚ほどにしか思っていない。レイには洋稅徵收の補佐に従事する外国人に対する總監督権は与えられているが、その収入の用途を左右する権限までは与えられていない。彼らはレイを全く行政官とはみなしていないし、外国貿易に関する諸問題でさえも、権限ある者として彼の助言を求めるわけでもない<sup>(64)</sup>」と述べ、また恭親王が「中国の祿を食んでいる以上、中国の属員と何ら変わり



はない。その職分も各省の海關道と同じである」と言っているところからも窺えよう。

ところが、總理衙門の顧問という総稅務司の役割は、上に見たようにハートのパーソナリティに大きく依拠して形成されたもので、どこまでも彼個人の帯びた「私的な役割」であったといえる。そして、「私的」、非公式であつたがゆえに、その資格で行なう彼の活動は非常に多岐にわたる可能性を内在させていたのである。事実、總理衙門は單なる外交機關にとどまらなかつたから、ハートの活動領域も自ずから多くの方面に及ぶこととなつた。ただし、その活動も、後述する洋関という清朝の一大財源によつて裏付けられていたという側面を否定することはできない。<sup>(66)</sup> だとすれば、ハートが半世紀に亘つて在任し続けた清末の總稅務司なるもの特質は、洋関の統轄官たる「公的な役割」と總理衙門の顧問たる「私的な役割」という二つの相異なる役割を巧みに連關させて、彼一身に體現したところに認められるのではなからうか。

#### 四 洋関の定着

總稅務司の成立についての管見は、以上に述べたところではほゞ尽きるのであるが、ここでは、總稅務司といういわば機構の頂点のみを取り扱つてきた。けれども洋関の安定なくしてはそれを統轄する總稅務司の地位の安定もありえなかつたはずである。そこで本章では、洋関がいかなる勢力の支持によつて中国国内に定着し、確立していったのか、を大まかに見ておきたい。

ハートが總稅務司の任を帯びるに至つて——一八六三年にはレイの後任として正式に就任——、洋関は条約港

に次々に設置され、着実に組織化されていった。ところが、ジャーディン・マセソン商会 (Jardine, Matheson & Co.) を中心とする対華貿易商人は洋関の存在に対して決して好意的ではなく、むしろその廃止を主張した<sup>(67)</sup>。天津条約の目的を中国貿易の飛躍的拡大と解釈する彼らの目的には、洋関は自分たちの活動に対する障害としか映らなかった<sup>(69)</sup>。こうした観点から彼らが強硬に反対したものに釐金などの内国関税があつたが、これと関連する彼らの意見の中には、洋関の機能は「代償を何も与えずに地方当局の財源と役割を減少させる」ものであり、「この国は荒廃の状態にあり、現在、洋関で徴収されている関税は中央の入用に充てられ、地方の収益とはならない。かかる現状では必ず内地における商品の通過には付加税が課せられることとならう」とある。すなわち彼らは、内国関税の増大の一因は洋関から派生するものであるという認識を持っていて、これも洋関に反対する根拠の一つになつていた。

一方、英国公使ブルースは洋関・総稅務司に積極的な支持を与えた。彼の政策は、すでに坂野正高氏の研究によつて明らかにされたように<sup>(70)</sup>、北京常駐の外国使節が、北京政府に対して、地方当局に条約を確実に遵守するよう直接の圧力を加える、そのためには、まず北京政府、とりわけ、咸豐帝死後のクレーター<sup>(73)</sup>によつて実権を掌握した恭親王を中心とする總理衙門を支持し、これを強化する、というものであつた。こうした観点から彼は、「賠償金の回収と、また、中国政府が国内平和の回復に努めている際に資金を他に奪われないことの重要性」<sup>(74)</sup>を強調し、さらに「彼ら(中央政府)の無知、そしてその政治体制の抛り所となつてゐる原理は、彼らをして、条約の規定を具体的に履行する上で逢着する困難の処理を不可能ならしめてゐる。もしハート氏の存在がなければ、この

問題は彼らには理解しえないものだったと考えられる<sup>(75)</sup>と述べ、北京政府の把握できる財源を確保する洋関と、その統轄者であり、かつ総理衙門の「外交顧問」たる総稅務司ハートの存在を不可欠なものと評価していたのである。このように、いわば、中央の関稅收入把握に有利であるという洋関の機能をめぐって、公使ブルースと貿易商人の意見が真つ向から対立していたのであるが、前者は終始イギリス本国政府ならびに列強によって支持を受けていた<sup>(76)</sup>。

ところで、こうしたイギリス側の論議を見ると、そこで必ず前提になっていることは、清朝政府内における中央と地方との財政上の対立關係である。ただし、洋関の機能が、北京政府に有利であるが、その反面、地方の財政收入や官吏の役得に重大な影響を与えたことは疑いのないところである<sup>(77)</sup>。この時期において、そうした中央・地方の対立關係と洋関とが、いかに相互に作用し合ったかを積極的に裏付ける具体的な清朝側の史料は、残念ながら目下のところ筆者の手許にはない。洋関をめぐる中央と地方との關係については、ライト氏が、「文祥は中国人を海関の比較的高い地位に任命することに反対した。……もしそうなれば、彼らは容易に、跋扈する督撫の手先となり、……中央政府の権力を弱める危険があったからである<sup>(78)</sup>」と述べている。だとすれば、北京政府は有力な地方大官に対抗するため、治外法権を有した外国人の支配する既存の海関の体制に敢えて干渉しなかったことになり、こうした中央・地方の権力關係上の対立的な側面も洋関の安定をもたらしただけの一つの要因であったといえるだろう。

では、当時、清朝側は洋関に対してどのような認識を有していたか。恭親王らは、内乱鎮圧に関連して、「江蘇

省は連年戦争状態にあるが、一切の軍費は全て洋税によって絶えず接済した<sup>(79)</sup>と言っている。また、洋関は北京協定によって賠償金調達の機関に指定されていたのであったが、一八六六年にこれが完済されると、恭親王らは奏文において、各海関の「洋税については、外国による扣除がなく、かつまた東南諸省では漸く軍務も肅清されつつある以上、(洋税を) 酌量提解し、国庫の貯えを裕かにせねばならない。……戸部の指定する京餉・協餉の外に、従前通り一結(三ヵ月)毎に(洋税の) 四割を酌提し、役人を派遣して部庫に送らせて、別款として存儲しておき、需要に備える<sup>(80)</sup>」と述べ、中央の財源としていわゆる四成洋税の設置を奏請したのである。わずかな史料ながら、彼らの考え方は、先に触れた桂良らの関税収入に対する見解とほとんど変わっていないことが看取されるであろう。以後、洋関税は内乱鎮圧の軍費を調達する借款の担保に充てられ、四成洋税もかかる軍費に転用され<sup>(81)</sup>たり、江南製造総局など地方における軍需工業の経費として用いられた<sup>(82)</sup>。すなわち、清朝側は洋関に關しては、多額の関税収入を保証するその機能のみを重視していたといえる。このことは、「私は単なる海関の徴税人であることに飽き飽きしている<sup>(83)</sup>」というハートの嘆息からも察せられよう。彼が不満に感じていたこうした認識が、皮肉にも、洋関を同治中興の財政的支柱に位置づけ、その定着に導いたのである。

海関の内部組織の整備や、洋関の条約履行機関、すなわち中国市場開拓の機関としての側面を示した初期の一例である長江開放の実施など、論及すべき問題はなお多いのであるが、以後百年に垂んとする洋関の存続の発端は、少なくとも政治的には主として以上のような背景に基づくものであったといえるだろう。ハートの「洋関に匹敵するほど正直かつ能率的な行政が生み出され、これに取って代わるようになったとき、洋関はその仕事を終

えるだろう<sup>(84)</sup>」という主観的観測は、内外の状況がこれを許さなかった。このように定着しつつあった洋関に対して独裁的な支配権力を有することによって、<sup>(85)</sup> 総稅務司の地歩が確立されたのである。

## おわりに

以上、総稅務司の成立の過程を追跡しつつ、それに伴って形成されたその役割について若干の考察を加えてきたが、その間に筆者が明らかにしたことをまとめておくとおよそ以下のようなになる。第一に、イギリスが外国人稅務司制度の改革を迫った「協定」の履行を担当した、清朝の上海地方当局者によって總稅務司が設置されたのであるが、そこには清朝の官僚機構に矛盾を生じせしめないようにとの配慮が払われていた。本稿の始めに、總稅務司制度の發展において等閑視されている部分があると述べたのは、実はこの点であった。第二に、こうして成立した總稅務司は、北京に新設された總理衙門に直屬することによって新たな役割を付加された。なかんずく、ハートの登場に及んで、彼のパーソナリティと不可分な總理衙門の顧問という「私的な役割」をも担わされた。清末の總稅務司の特質は、こうした多元的な役割を一身に体現したところに認められる。第三に、洋関の定着は、清朝政府内の中央と地方の対立関係、およびそれに規定されたイギリス側の清朝支持政策、そして洋関の關稅徵收の機能面のみを受け入れた清朝側の認識によっていた。

ところで、従来の研究においては、洋関という機關の近代性を評価するものにせよ、中国に対する侵略性を強調するものにせよ、<sup>(86)</sup> 洋関の設立は「外からの力」によるものという共通の理解がある。もちろん大局から見れば、

筆者もそのように認めるのにやぶさかではないが、少なくとも総稅務司の成立に関していえば、本稿でも論及したように、イギリスの外圧に端を発しながらも、その過程はむしろ清朝の官僚機構ならびに政治状況に大きく規定されていたと考えられるのである。したがって、洋関・総稅務司を扱う場合に、中国の伝統的要素との、ないしは中国の利害との対立面のみを強調するだけで果して十分だといえるだろうか。本稿では一八五〇年代後半～六〇年代に互る時期を扱ったに過ぎないが、清末の總稅務司の全容の解明には、清朝の政治、經濟などの内部構造とその変遷をも視野の内に入れて、その連関の中で再検討することが必要であろう。こうした作業は今後の課題としたい。

## 註

- (1) J. K. Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast: the Opening of the Treaty Ports 1842-1854*, Stanford, 1969, pp. 369-468. 金城正篤「一八五四年上海における《稅務司》の創設—南京条約以後の中英貿易と稅務司創設の意義—」『東洋史研究』、第二四卷一号、一九六五年、姚賢鎬「第一次鴉片戰爭後中國海關行政權喪失述略」『社會主義戰綫』、一九八三年第三期など。
- (2) 井上裕正「近代中国外交史研究について—特にアヘン・アロー両戰爭期の中英關係を中心として—」『東洋史研究』、第三四卷一号、一九七五年、参照。
- (3) S. F. Wright, *Hart and the Chinese Customs*, Belfast, 1950, pp. 88-158, 179-290. 金城正篤「清代の海関と稅務司—稅務司制度の確立—」『琉球大学法文学部紀要(史学地理学篇)』、第一八号、一九七五年、陳詩啓「中國半殖民地海關的創設及其鞏固過程(一八四〇—一八七五)」『廈門大學學報(哲學社會科學)』、一九八〇年第一期、二七—四一頁、など。
- (4) Wright, *op. cit.* 坂野正高「ロバート・ハート」『近代中国外交史研究』、岩波書店、一九七〇年、三三五—三

五七頁、葉鳳美「蘇德在中國」中國社會科學院近代史研究所《近代史研究》編集部編『近代中國對外關係』四川人民出版社、一九八五年、所収、57頁。

(5) 以上は、註(1)(2)のほかに語を離れ、J. K. Fairbank, *The Definition of the Foreign Inspector's Status 1854-1855: A Chapter in the Early History of the Inspectorate of Customs at Shanghai, *Nankai Social and Economic Quarterly* 9-1, 1936.* を参考に整理した。また、上掲における外国人税務司制度の設立については、以上の私見を補うため、註(1)を参照せよ。

(6) United States Department of State, *General Records of Department of State, Diplomatic Despatches: China*, vol. 12, Merchants to Parker, Aug. 5, 1856, Exhibit 3b in Parker to Marcy, Despatch, No. 21, Aug. 26, 1856.

(7) The Earl of Clarendon to the Earl of Elgin, Apr. 20, 1857, Great Britain Parliamentary Papers (B. B. P.), *Correspondence relative to the Earl of Elgin's Special Missions to China and Japan, 1857-1859*, 1859, p. 5. 以下、*Elgin's Missions*. 以下、同書。  
 (8) The Earl of Elgin to the Earl of Clarendon, Apr. 15, 1858, *ibid.*, pp. 263-264.

(9) H. B. Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, 3 vols., Shanghai, etc., 1910, 1918, vol. 1, pp. 521-522.

(10) 駐上海英國領事ロートマンの報告によれば、「外国人の感情は、総じて、外国人税務司制度に好意的である。よって、それは智や回教の立場に置こうとする必要はない」(Memorandum of Consul Robertson, Dec. 7, 1857, *Elgin's Missions*, p. 114.) 以下、同書。

(11) Wright, *op. cit.*, p. 116.

(12) Mr. Moncrieff to the Earl of Elgin, Oct. 2, 1857, *Elgin's Missions*, p. 63.

(13) Fairbank, *op. cit.*, pp. 156-163. Wright, *op. cit.*, pp. 115-116.

(14) 同註(7)。

(15) The Earl of Elgin to Mr. Layard, Feb. 8, 1862, B. B. P., *Further Papers relating to the Rebellion in China with an Appendix*, 1863, p. 193. 以下、*Further Papers*. 以下、同書。

(16) A letter from Vice Consul Meadows to Mr. Bruce, Feb. 8, 1858, *Elgin's Missions*, p. 198.

(17) 同註(16)。

(18) Agreement containing Rules of Trade, made in

- pursuance of Article XXVI of the Treaty of 26th June 1858, Rule 10, China. Imperial Maritime Customs, III Miscellaneous Series, No. 30, *Treaties, Conventions, etc., between China and Foreign States*, 2 vols., Shanghai, 1908, vol. 1, p. 236. 以下『*Treaties*』に引用。
- (19) 本稿における「主戦派」「和平派」という概念およびそれらに関する記述については、宮崎市定「英仏連合軍の北京侵入事件―特に主戦論と平和論―」『アジア史研究 第二』東洋史研究会、一九五九年」と M. Banno(坂野正高), *China and the West 1858-1861: the Origins of the Tsungli Yamen*, Cambridge, Mass., 1964. に依拠しよう。
- (20) 『籌辦夷務始末』、咸豊朝、卷二七、二頁。以下、『夷務・咸』として引用。これは、外国人税務司制度を支持し、「夷税之外。別無他款可籌。深恐該會借端起釁。…抗税不交。則不但上海一營。立即斷餉。即金陵京口紅單船等營。亦皆無可協濟。」(同書、卷九、四八頁)と述べた吉爾杭阿の見解を踏襲するものである。
- (21) 同書、卷三一、四五頁。
- (22) 同書、卷三〇、四三頁。
- (23) すでに一八五七年に、駐華公使兼香港總督バウリング (J. Bowring) が、「我々が現在有している中国関税に對する支配は、(第二次アヘン戦争における)交渉に役立つのみならず、我々の要求する賠償金支払の物質的保証を与へるものにもなり」と述べている (Great Britain, General Correspondence, China (1815-1905), Foreign Office (F. O.) 17/264, Bowring to Clarendon, Despatch No. 92, Feb. 26, 1857.) と、このから察して、そのた蓋然性が大きいといえよう。
- (24) 『夷務・咸』卷三一、四五頁。
- (25) 「吉爾杭阿爲李泰國接辦江海關稅務致英使包令照會」『太平天國歴史博物館編』『吳煦檔案選編』、江蘇人民出版社、一九八三年、第四輯、二八五頁、以下、『吳煦』として引用。Fairbank, *op. cit.*, pp. 139-140.
- (26) 宮崎前掲論文、二八七-二九〇頁。
- (27) 『夷務・咸』卷三三、三二頁、所載の咸豊八年十二月丁卯(一八五九年一月二十九日付)の明発上諭に「著即授兩江總督何桂清爲欽差大臣。辦理各國事務。」とある。なおこの欽差大臣の上海移駐については、Banno, *op. cit.*, pp. 93-107. 参照。
- (28) 『夷務・咸』卷七一、三二一-三三頁。
- (29) 『夷務・咸』卷二五、三三三頁。
- (30) 「何桂清致吳煦函」、『吳煦』、第六輯、二九五頁。
- (31) 恭親王ものに「各口稅務司及各項辦公外國人等中



國不能其好歹。」と述べている(『夷務・感』、卷七二、一七頁)。

- (32) J. J. Gerson, *Horatio Nelson Lay and Sino-British Relations 1854-1864*, Cambridge, Mass., 1972, p. 98. これによれば正式なレイの総稅務司任命は五月十二日とされているが、その職權の事実上の委任はもっと早くたよつてゐる。 *ibid.*, pp. 97-98, 286, n. 21, 22. を参照。また、「吳煦上薛煥稟」、「吳煦」第五輯、三六頁、にも吳煦がレイの言葉として「前接正月廿三日(二月二十五日)藩臬臺公函。傳述宮保(何桂清)之諭。准我爲總司稅。」と述べている部分がある。

(33) 同書、同頁。

(34) 同註(30)。

(35) フルースの言によれば、かかる改組は「稅務司を三人も任命すれば、不都合であり、また多大の經費を伴つてゐる理由に基づいてつた(Mr. Bruce to Lord J. Russell, Oct. 26, 1860, B. B. P., *Correspondence respecting Affairs in China, 1859-1860*, 1861, p. 249.)」。

- (36) 「吳煦稟送與李泰國會議海關條款」所収、「派令英人李泰國爲海關總稅務司議單」、「吳煦」第六輯、三〇一頁。  
(37) 「薛煥致吳煦函」、同書、二九九頁。また、同書、二八三―二八四頁の「薛煥致吳煦函」にも經費の面から同

清末における總稅務司の成立について 岡本

じ内容のことがいわれている。

- (38) 「吳煦藍蔚雯與李泰國論海關各事稟」、同書、三二一頁。Wright, *op. cit.*, pp. 137-141. の顛末は、『夷務・感』卷四十五、三十七頁、所載の勞崇光の片奏に具へて述べられてゐる。

(39) Wright, *op. cit.*, p. 144.

(40) のちにノートが語つてゐる通りにもちよび、「私は、總理衙門から、我々は貴下しか (*only*)、知らなう。だから貴下の裁量に委ねる。だが、もし誰か (*anyone*) が誤りを犯したら、貴下が自ら責任を取らねばならなう」といわれている(傍点は原文ではイタリック)(J. K. Fairbank et al., eds., *The I. G. in Peking: Letters of Robert Hart, Chinese Maritime Customs 1868-1907*, 2 vols., Cambridge, Mass., 1975, vol. 1, letters no. 345, p. 392.) とも。

(41) 總理衙門設立の詳細については、Banno, *op. cit.*, pp. 170-236. 参照。

(42) 『夷務・感』、卷七十一、三三三頁。

- (43) 同書、卷七十一、一六―一七頁。H. N. Lay, *Our Interest in China: A Letter to the Right Hon. Earl Russell*, K. G., *Her Majesty's Principal Secretary of State for Foreign Affairs*, London, 1864, p. 67, Appen-

dix A.

- (44) 欽差大臣恭親王、大學士桂良、戸部左侍郎文祥の奏文、『夷務・咸』卷七二、二〇一―二二頁。同書、卷七二、二頁の咸豐二〇年十二月己巳(一八六一年一月二十日付)の明發上諭など参照。
- (45) 同書、同卷、一六頁。
- (46) *Treaties*, pp. 624~625.
- (47) 『夷務・咸』卷五二、三二二頁、卷六二、二九一―三二頁など参照。すずれも外国人稅務司制度に批判的と思われ、る広東巡撫耆齡の奏文である。
- (48) *Treaties*, pp. 239~240, 674~675.
- (49) 『夷務・咸』卷七〇、三頁。
- (50) 同書、卷七二、三六―三十七頁。
- (51) F. O. 17/350. Wade to Bruce, letter, Jan. 11, 1861, encl. 7 in Bruce to Russell, Despatch No. 14, Mar. 12, 1861.
- (52) 『夷務・咸』卷七一、一八―一九頁。
- (53) F. O. 17/350. Wade to Bruce, letter, Jan. 23, 1861, encl. 9 in Bruce to Russell, Despatch No. 14, Mar. 12, 1861.
- (54) Lay, *op. cit.*, p. 6. Wright, *op. cit.*, pp. 151~152.
- (55) D. F. Rennie, *Peking and Pekingese during the*

*first year of the British Embassy at Peking*, 2 vols., London, 1865, vol. 1, pp. 202, 215~216, 220, 247~248, 258~260, 263~264.

- (56) 『夷務・咸』卷七八、二二二頁。
- (57) 同書、卷七九、二二二頁。
- (58) Rennie, *op. cit.*, p. 264.
- (59) Banno, *op. cit.*, pp. 237~244.
- (60) Rennie, *op. cit.*, p. 260.
- (61) Morse, *op. cit.*, pp. 47~48.
- (62) Inspector General's Circular No. 1 of 1861, June 30, 1861, China. the Maritime Customs, IV Service Series, No. 69, *Documents illustrative of the Origin, Development, and Activities of the Chinese Customs Service*, 7 vols., Shanghai, 1937~1940, vol. 1, pp. 1~3.
- (63) ナイ・オズバーン艦隊事件の詳細について、Morse, *op. cit.*, vol. 2, pp. 34~36. Wright, *op. cit.*, pp. 225~257. Gerson, *op. cit.*, pp. 131~201. 井上裕司「ナイ・オズバーン艦隊事件の外交史的意義について」『東洋史研究』第三四卷二号、一九七五年、呉乾兌「英國政府與『阿思本艦隊』」前掲『近代中國對外關係』所収、な  
る参照。
- (64) Sir F. Bruce to Earl Russell, Nov. 19, 1863, B. B.

P., China No. 2. (1864) : *Correspondence respecting the Fitting out, Dispatching to China, and ultimate Withdrawal, of the Anglo-Chinese Fleet under the Command of Captain Sherard Osborn; and the Dismissal of Mr. Lay from the Chief Inspectorate of Customs*, pp. 21-22.

(95) 『義辦夷務始末』 同治朝 卷二一 四七頁。以下「夷務・回」のこゝに引用。

(96) 彼の回文館に對する資金援助を借款とする積極的を役制なきが、その例としてあげられた。

(97) N. A. Pelcovits, *Old China Hands and the Foreign Office*, New York, 1948, pp. 21-31.

(98) Mr. Percival to Lord J. Russell, Aug. 26, 1861, *Further Papers*, p. 162.

(99) *ibid.*, p. 161.

(70) *ibid.*, p. 163.

(71) Jardine, Matheson & Co. to Sam Mendel (Manchester), Mar. 30, 1861, Jardine, Matheson & Co., Letter Book, Mar. 1861- Jan. 1862, requoted from Pelcovits, *op. cit.*, p. 22.

(72) 坂野正高「中国を英國の外交官はそのまゝに見つたか—マカオ—」使節団の派遣から辛亥革命まで—」

清末における総稅務司の成立について 岡本

第二章第二三節 第三章 前掲『近代中国外交史研究』 二七〇—二九〇頁。

(82) Morse, *op. cit.*, pp. 49-63. Mary C. Wright, *The Last Stand of Chinese Conservatism, the T'ung-Chih Restoration, 1862-1874*, Stanford, 1957, pp. 16-18. 薛福成『庸齋筆記』 卷二「咸豐五年三奸伏誅」。

(74) Mr. Bruce to Earl Russell, Oct. 13, 1862, *Further Papers*, pp. 130-131.

(95) Mr. Bruce to Earl Russell, Oct. 26, 1861, *Papers relating to the Rebellion in China, and Trade in Yang-tze-kiang River, Jan. 1861-Apr. 1862, Confidential, Printed for the Use of Foreign Office (1862)*, p. 185.

(76) ヘルースの政策に於ては外務省のみならず、貿易省 (the Board of Trade) の支持を与へた (Pelcovits, *op. cit.*, p. 24. Wright, *op. cit.*, p. 189)。

また「列強の支持の背景には一八六〇年代におけるいわゆる「協力政策」(the Co-operative Policy)が存在してゐた。「協力政策」と關しては Mary C. Wright, *op. cit.*, pp. 21-41. 参照。

(77) Wright, *op. cit.*, pp. 259-260. 参照。

(78) *ibid.*, pp. 333-334.

(79) 『夷務・回』 卷三〇 一一—一三頁。

(80) 同書、卷三八、一二頁。

(81) この最も典型的な一例として、左宗棠の陝西・甘肅

の回乱平定があげられよう。『夷務・回』卷五六、二六

頁に、彼が二百万両の調達を奏請したのを受けて、総理

衙門王大臣恭親王が上った奏文が収録されており、その

には、その二百万両を半分ずつに分ち、「一半由應解部

庫四成洋税項下。先行提出。飛速解交左宗棠軍營支用。

一半由各海關出具印票。由各督撫臣加蓋關防。交胡光墉

向洋商借用。」と見えている。

(82) 『海防檔』影印本、臺北、中央研究院近代史研究所、

一九五七年、丙、機器局、三四頁、第一一号文、同治六

年四月十五日付受理の曾國藩の奏文に、「將洋税解部之四

成。酌留二成。以濟要需。……以一成爲專造輪船之用。

以一成酌濟准軍及添兵等事。其餘二成。仍隨時按結報解。」とある。

(83) Fairbank et al., eds., *op. cit.*, letters no. 18, p. 59.

(84) R. Hart, Note on the Introduction and Working of the Foreign Inspectorate of Customs, Nov. 1864, B. B.

P., *China*, No. 1. (1865) : *Foreign Customs Establishment in China*, p. 13.

(85) Inspector General's Circular No. 8 of 1864, June 21, 1864, Morse, *op. cit.*, vol. 3, Appendix D, p. 460.

「通商各口募用外國人幫辦稅務章程」『約章分類輯要』

卷八、上、四、九頁。

(86) 同註(2)。